

## 外国語・外国語活動支援スタッフ派遣事業 実施要項

### 1 趣 旨

明石市立小学校において、児童が外国語及び外国語活動に関心を深め、意欲的に取り組むことへの支援を目的として、学生スタッフ（以下「スタッフ」という）を、小学校に派遣し、外国語及び外国語活動の支援を行う。

### 2 資 格

- (1) 原則として学生（中高生不可）
- (2) 教員志望の者または教育関係に関心のある者
- (3) 明石市もしくは近隣に在住する者

### 3 派 遣 校

派遣を希望する小学校

### 4 派遣期間

- (1) 当年4月～翌年2月までの間とする。
- (2) 平日及び長期休業中とする。
- (3) 1日あたりの派遣時間は4時間以内とする。
- (4) 派遣日及び派遣時間については、学校長とスタッフとの間で決定する。

### 5 活動内容

- (1) 授業での指導補助
- (2) 教材準備や教材作りの補助

### 6 謝 礼 等

- (1) 1時間につき、979円（税込）を支給する。
- (2) 通勤距離が2km以上の場合に、日額2,619円を限度として出勤回数により交通費を支給する。
- (3) 確定申告に必要である源泉徴収票については、翌年1月末日までにスタッフに送付する。

### 7 そ の 他

- (1) スタッフは、原則として居住地の通学区域外の小学校へ派遣する。
- (2) スタッフは、労働者災害補償法を適用する。
- (3) スクールフレンド派遣先校は翌月第1月曜日までに「スクールフレンド出勤表」及び「スクールフレンド活動報告書」を教育委員会学校教育課へ提出する。連絡便に間に合わない場合は、持参するか、FAXで提出する。
- (4) 派遣先学校長は、スタッフ派遣の効果について評価、検証を行う。
- (5) 明石市教育委員会事務局は、スタッフの活動状況や派遣の効果を把握するため、派遣先小学校を訪問する。

附 則

この要項は、平成21年3月4日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年2月24日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年6月11日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年1月30日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年4月7日から適用する。